

介護老人保健施設ウェルケア悠 入所利用約款

(約款の目的)

第1条 介護老人保健施設ウェルケア悠（以下「当施設」という）は、要介護状態と認定された利用者本人（以下「利用者」という）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするとともに、利用者の居宅における生活への復帰を目指した介護保健施設サービスを提供します。一方、利用者及び利用者の身元引受人（以下「身元引受人」という）は、当施設に対し、そのサービスに対する料金を支払うことについて取り決めることを、本入所利用約款（以下「本約款」という）の目的とします。

2 当施設はサービス提供にあたって、利用者の被保険者証に記載された認定審査会意見に従いサービスを提供します。

(適用期間)

第2条 本約款は、令和 年 月 日以降から効力を有し、要介護認定の有効期間満了をもって終了とします。但し、要介護認定の更新又は区分変更の手続きを行われ、且つ、契約期間満了日の2週間前までに利用者又は身元引受人が契約終了を申出ない限り、更新後の介護保険被保険者証を確認の上、自動更新するものとします。

2 身元引受人に変更があった場合は新たに当施設の同意を得ることとします。

3 本約款、別紙1、別紙2、別紙3、別紙4及び別紙5に変更がある場合は新たに説明を致します。

(利用者からの解約権)

第3条 利用者及び身元引受人より当施設に対し退所の意思表示をすることにより、本約款に基づく入所利用を解約・終了することができます。この場合は、7日間以上の予告期間をもって届け出るものとし、予告期間満了日に利用を終了します。

(利用者からの解除権)

第4条 利用者及び身元引受人は、以下の場合には、直ちに本約款を解除できます。

- ① 当施設が、正当な理由なく、本約款に定める介護サービスを提供せず、利用者及び身元引受人からの請求にもかかわらずこれを提供しようとしなないとき。
- ② 当施設が、第11条に定める個人情報の保護に違反したとき。
- ③ 当施設が、利用者の身体・財産・名誉等を傷つけ、または著しい不信行為を行うなど、利用を継続しがたい重大な事由が認められるとき。

(当施設からの解除権)

第5条 当施設は、利用者及び身元引受人に対し、次に掲げる場合には7日間以上の予告期間をもって本約款に基づく入所利用を解除・終了することができます。

- ① 当施設において定期的に実施される入所継続検討会議において、退所して居宅において生活できると判断された場合。
- ② 利用者の病状、心身状態等が著しく悪化し、当施設での適切な介護保健施設サービスの提供の継続が困難と判断された場合。
- ③ 利用者及び身元引受人が、本約款に定める利用料金を2ヶ月分以上滞納し、その支払を督促したにもかかわらず10日間以内に支払われない場合には、本約款を解除した上で未払い分をお支払いいただきます。
- ④ 利用者が、当施設、当施設の職員又は他の入所者等に対して、利用継続が困難となる程度の背信行為又は反社会的行為を行った場合。
- ⑤ 身元引受人が死亡し、14日以内に身元引受人変更の届け出がない場合。
- ⑥ 天災、災害、施設・設備故障その他やむを得ない理由により、当施設を利用させることができない場合。

(契約の終了)

第6条 次の各号のいずれかに該当する場合は、本契約は終了します。

- ① 本人の状態が改善し自宅生活へ戻られた時
- ② 要介護認定の更新において、利用者が自立または要支援と認定されたとき。
- ③ 利用者が他の介護保険施設への入所が決まった時。
- ④ 利用者が病院または診療所に入院する必要が生じ入院した時。
- ⑤ 第3条に基づき、利用者及び身元引受人から解約の意思表示がなされたとき。
- ⑥ 第4条に基づき、利用者及び身元引受人から契約の解除の意思表示がなされたとき。
- ⑦ 第5条に基づき、当施設から契約の解除の意思表示がなされ、予告期間が終了したとき。
- ⑧ 利用者が死亡したとき。

(利用料金)

第7条 利用者及び身元引受人は、連帯して当施設に対し本約款に基づく介護保健施設サービスの対価として、別紙2の料金表をもとに計算された月ごとの利用料及び自己負担分の合計金額、及び利用者が個別に購入した物品金額を連帯して支払う義務があります。

- 2 利用者が当施設に支払うべき介護サービスの利用料について、利用者が介護サービス費として保険者より支給を受ける額の限度において、当施設は利用者に代わって保険者より支払を受けます（「法定代理受領サービス」と言います。）。
- 3 当施設は、利用者に法定代理受領サービスに該当しない介護サービスを提供し、利用者より利用料の支払いを受けたときは、償還払いの申請ができるようにサービス提供証明書を交付します。サービス提供証明書には、提供した介護保険給付対象の各種サービスの種類、内容、利用単位、費用等を記載します。
- 4 当施設は、利用料、その他の費用は利用者及び身元引受人が指定する者に対し、毎月の利用合計金額の請求書及び利用明細を添えて翌月の20日頃までに発行します。利用料のお支払いは、原則口座引落としとさせていただきます。引落日は毎月27日となります。
- 5 全てのご利用料につきましては、毎月の居室料等の請求時に合わせて請求させていただきます。
- 6 お支払いを確認しましたら、必ず領収書をお渡しします。領収書の再発行は致しかねますので、必ず保管をお願いします。

(介護保険の適用を受けないサービスの説明)

第8条 当施設は、その提供する施設サービスのうち、以下の介護保険の適用を受けないものがある場合には、その内容及び利用料を説明し、利用者及び身元引受人の同意を得ます。

- ① 要介護認定審査中の施設サービス提供後、自立又は要支援と認定されたとき。
- ② その他介護保険法により定めのない事項。

(介護サービス記録)

第9条 当施設は、利用者の介護保健施設サービスの提供に関する記録を作成し、そのサービスの提供を終了した日から5年間保管します。

- 2 当施設は、利用者が前項の記録の閲覧・謄写を求めた場合には原則としてこれに応じます。但し、身元引受人やその他の者（利用者の代理人を含みます）に対しては、利用者の承諾を得た場合、その他必要と認められる場合に限りこれに応じます。

(身体拘束等)

第10条 当施設は、原則として利用者に対し身体拘束を行いません。但し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合は、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行うことがあります。この場合には、様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由、行動制限の根拠、内容、見込まれる期間について身元引受人に対し十分に説明し、利用者に同意能力がある場合はその同意を得ることとします。

- 2 身体拘束その他の方法により行動を制限した場合には、第9条の介護サービス記録に記載します。

(秘密の保持及び個人情報の保護)

第11条 当施設とその職員は、当法人の個人情報保護方針に基づき、業務上知り得た利用者又は身元引受人及び家族等に関する個人情報の利用目的を別紙3のとおり定め、同意を得ない限りご利用者、その家族及び身元引受人の個人情報を用いません。但し、例外として次の各号については、法令上、介護関係事業者が行うべき義務として明記されていることから情報提供を行なうこととします。

- ① サービス提供困難時の事業者間の連絡、紹介等
 - ② 利用者に病状の急変が生じた場合等の医療機関等への連絡等
 - ③ 居宅介護支援事業所等との連携
 - ④ 利用者が偽りその他不正な行為によって保険給付を受けている場合等の市町村への通知
 - ⑤ 生命・身体の保護のために必要な場合（災害時において安否確認情報を行政に提供する場合等）
- 2 前項に掲げる事項は、利用終了後も同様の取扱いとします。また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。
- 3 従業員が退職後、在職中に知り得た利用者、家族及び身元引受人等の秘密を漏らすことがないように必要な措置を講じます。

(造作、模様替えの制限)

第12条 利用者及び身元引受人、家族等は、当施設の承諾なしに居室及び居室以外の施設内の造作、模様替え等を行ってはならないものとします。

- 2 施設内の居室や設備、備品は本来の用法に従ってご利用ください。これに反したご利用により施設の設備や器具、備品等を破損、汚損した場合には、当施設の指示に従い原状回復を行うものとします。
- 3 利用者及び身元引受人、家族等が前2項に違反した場合は、当施設の指示に従い、専門家による原状回復を行い、利用者及び身元引受人、家族等は連帯してその費用を弁償するものとします。

(残置財産)

第13条 利用者が退所した後に所有物（残置財産）がある場合は、利用者及び身元引受人により退所後14日以内に引き取るものとします。但し、その保管場所については当施設が定めることができるものとします。

- 2 利用者が退所後1ヶ月を経過しても残置財産の引き取りが行われない場合は、当施設の判断により処分できるものとし、その処分費用については利用者及び身元引受人に対し請求するものとします。

(衛生管理)

第14条 当施設は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲料水について衛生的な管理に努め、又、衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び、医療材料の管理を適正に行います。

(緊急時の対応)

第15条 当施設は、利用者に対し、施設医師の医学的判断により対診が必要と認める場合、医療機関の診療を依頼することがあります。

- 2 当施設は、利用者に対し、当施設における介護保健施設サービスでの対応が困難な状態、又は、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、他の専門的機関を紹介します。
- 3 入所利用中に利用者の心身の状態が急変した場合、当施設は、利用者及び身元引受人が指定する者に対し緊急に連絡します。

(事故発生時の対応)

第16条 施設が利用者に対して行う介護老人保健施設入所サービスの提供により、事故が発生した場合には、速やかに利用者及び身元引受人の指定する者及び市町村等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

(非常災害対策)

第17条 非常災害に備えて、消防計画、風水害や地震等に対処する計画を作成し、防火管理者等を定め、年2回（うち1回は夜間想定）定期的に避難、救出その他必要な訓練を行います。

(高齢者虐待防止について)

第 18 条 当施設では、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げる通り必要な措置を講じます。

- ① 研修等を通じて、従業者の人権意識の向上や知識や技術の向上に努めます。
- ② 個別支援計画の作成など適切な支援の実施に努めます。
- ③ 従業者が支援にあたっての悩みや苦労を相談できる体制を整えるほか、従業者が利用者の権利擁護に取り組める環境の整備に努めます。

(要望又は苦情等について)

第 19 条 利用者及び身元引受人は、当施設の提供する介護保健施設サービスに対しての要望又は苦情等について苦情相談窓口（別紙 1）に申し出ることができます。又、当施設に設置する用紙にて「ご意見箱」に投函して申し出ることもできます。苦情又は相談があった場合、ご利用者の状況を詳細に把握するよう事情の確認を行います。相談担当者は、把握した状況を管理者とともに検討し、時下の対応を決定します。対応内容に基づき、必要に応じて関係者への連絡調整を行うとともに、利用者及び身元引受人へは必ず対応方法を含めた結果報告を行います。

(賠償責任)

第 20 条 介護保健施設入所サービス提供にあたって、当施設の故意又は重過失により利用者が損害を被った場合、当施設は利用者に対して損害を賠償するものとします。ただし、利用者またはその家族等に過失がある場合または、当施設に重過失や明らかな過失がない場合は、当施設は賠償責任を免除され、または賠償額が減額されます。

- 2 居室、設備、物品等の賠償にあたっては現状の復帰を原則とし、その対応にあたっては専門家による修理又は復元を原則とします。修理又は復元が不可能な場合は、原則として購入時の価格ではなく、時価（購入価格、使用年数、耐用年数を考慮した額）をその賠償額の範囲とします。
- 3 利用者及び利用者の家族等の責に帰すべき事由により施設が損害を被った場合、利用者及び身元引受人は、当施設に対し連帯してその損害を賠償するものとします。

(身元引受人)

第 21 条 身元引受人は次の各号の責任を負います。

- ① 利用者が疾病等により医療機関に入院する場合は、入院手続きが円滑に進行するよう協力すること。
- ② 入所利用終了の場合、利用者の状態に見合った適切な受入先の確保に努めること。
- ③ 利用者の債務を連帯して保証し、債務の支払い及び残置財産の引き取り等を行うこと。
- ④ 本契約の終了時には利用者の身柄の引き取りを行うこと。
- 2 身元引受人は、氏名、住所、連絡先等に変更があった場合は、速やかに当施設に届け出るものとします。
- 3 身元引受人が死亡した後、14 日以内に身元引受人変更の届け出がない場合は、法定相続人が連帯して身元引受人となるものとします。

(利用契約に定めない事項)

第 22 条 本約款に定められていない事項について疑義が生じた時は、介護保険法令その他諸法令に定めるところを尊重し、利用者及び身元引受人と当施設が誠意をもって協議し、解決するものとします。

付則 この約款は平成 30 年 4 月 1 日に旧重要事項説明書及び旧利用契約書を統合し、即日施行する。
令和元年 10 月 1 日一部変更

重要事項説明書（1）

介護老人保健施設ウェルケア悠のご案内

1. 施設の概要

(1) 施設の名称等

事業者名	医療法人悠明会
代表者名	理事長 井村 龍磨
施設名	介護老人保健施設ウェルケア悠
開設年月日	平成24年4月1日
所在地	奈良県大和郡山市田中町728番地
電話番号	0743-55-0210
ファックス番号	0743-55-0209
管理者名	中井 正之
介護保険指定事業者番号	奈良県知事指定（2950380010号）

(2) 介護老人保健施設の目的

介護老人保健施設は、医学的管理の下での看護、介護やリハビリテーション、その他、日常生活に必要な介護保健施設サービスを提供することで、入所者に対し、適切な施設サービスを提供すること、また、利用者が居宅での生活を継続出来るよう、短期入所療養介護や通所リハビリテーションといったサービスを提供し、在宅ケアを支援することを目的とします。
この目的に沿って当施設では、以下のように運営の方針を定めていますので、ご理解いただいた上でご利用ください。

[事業の運営方針]

- ① 利用者が要介護状態となった場合、介護保険法令の趣旨に従って、ご利用者がその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、介護、機能訓練、及び日常生活に必要なサービスを提供することにより、利用者の居宅における生活への復帰を目指すものとする。
- ② 利用者の意志及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるとともに、利用者の家族及び身元引受人との連携を図るものとする。
- ③ 「介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準」（平成11年厚生省令第40号及び平成28年2月の一部改正）に定める内容を遵守し、サービスを実施するものとする。
- ④ 前各号のほか、「奈良県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準等に関する条例」（平成24年10月22日奈良県条例第15号）に定める内容を遵守し、サービスを実施するものとする。

(3) 施設の職員体制

職 種	常勤	非常勤	職務内容
医 師	1	1	診察、投薬、療養管理、施設運営
看護職員	10	7	診察補助、療養管理
薬剤師	1	0	薬調剤、薬品管理、薬剤指導
介護職員	48	12	日常生活援助、レクリエーション実施
支援相談員	5	0	利用者及び家族との相談
理学療法士等	11	7	リハビリテーション、日常動作訓練、計画書作成
管理栄養士	2	0	食事内容・栄養管理、栄養指導
介護支援専門員	2	0	ケアのマネジメント、介護サービス計画書作成
事務職員	2	2	療養費の請求・料金徴収、建物管理

上表に定める者の他、必要がある場合は定員を超え又はその他の職員をおくことができる。

(4) 施設窓口の営業日及び営業時間

営業日	月曜日から土曜日までとする。（日・祝日は休み。） ただし、年末年始の12月31日から1月3日の期間は休業日とする。
営業時間	午前9時00分から午後6時00分までとする。

(5) 入所定員等

定 員		1 6 0 名
療養室	個 室	1 2 室
	2 人部屋	2 室
	4 人部屋	3 6 室

2. 介護保健施設サービスの内容

- ① 施設サービス計画の立案
- ② 医学的管理・看護
- ③ 日常生活支援・介護
- ④ リハビリテーション
- ⑤ 栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理
- ⑥ 相談援助サービス、退所支援
- ⑦ 食事（食事は原則として食堂でおとりいただきます。）
- ⑧ 入浴（一般浴槽のほか介助を要する利用者には特別浴槽で対応します。週に最低2回ご利用いただきます。ただし、利用者の身体の状態に応じて清拭となる場合があります。）

3. 協力医療機関等

当施設では、下記の医療機関に協力をいただき、利用者の状態が急変した場合等には速やかに対応をしています。（緊急時の連絡先は、「利用同意書」にご記入いただいた連絡先に連絡します。）

- ① 協力医療機関
JCHO 大和郡山病院、郡山青藍病院、西奈良中央病院、高井病院、奈良東病院
- ② 協力歯科医療機関
小向井歯科クリニック（訪問歯科診療も可能です、1F受付にて申し込みください。）

4. 施設利用に当たっての留意事項

(1) 診察について

- ① 入所中の診療については、原則として当施設内にて行います。
- ② 緊急時等、当施設で対応が困難な場合は他医院、他科受診をしていただきます。
- ③ 他医院、他科受診をご希望の際は、必ず担当の施設ケアマネジャー又は1F事務所にご相談願います。

(2) 薬の処方

- ① 入所中につきましては処方箋の発行ができませんので、入所時にお持ちいただいた薬剤がなくなり次第、医師による確認の上、効能を十分に確認し原則として当施設に保有している薬を服薬していただきます。
- ② 他科受診の際もお薬については、他病院及び調剤薬局での薬の処方はできませんので、診察医から必要なお薬情報をいただき、当施設にて処方致します。

(3) 居室について

- ① 居室は利用者の心身状態を考慮し当施設で決めさせていただきます。又、フロア変更、居室変更を行う場合があります。

(4) 所持品、金銭、貴重品

- ① 所持品は必要最小限でお願い致します。金銭・貴重品は施設に持ち込まないようにして下さい。
- ② 紛失及び物品・電化製品の破損等につきましては、当施設は責任を負いかねます。
- ③ テレビやラジオ等のご使用の際はイヤホンを使用ください。
- ④ すべての物にお名前のご記入をお願いします。
- ⑤ ガラス製品等の破損の恐れのある物、ハサミ・爪切り・ソーイングセット(針)等の刃物類の持込は危険です。ですので遠慮ください。

(5) 衣類の洗濯

- ① 原則として入所者のご家族様にてお願いします。
- ② 業者による衣類洗濯につきましては、別途770円/1ネットでお受けできますので、1F事務所までお申し込みください。
- ③ 施設での洗濯は、汚物が付着した洗濯物について感染予防として必要な場合に限り、職員が洗濯対応（別途70円/1枚）いたします。その際、衣類の破損、色落ち等は一切の責任は当施設で負いかねます。

(6) 飲食物の持込み

- ① 施設利用中の食事は、特段の事情がない限り施設の提供する食事をお召し上がりいただきます。食費は保険給付外の利用料と位置づけられていますが、同時に、施設は利用者の心身の状態に影響を与える栄養状態の管理をサービス内容としているため、その実施には食事内容の管理が欠かせませんので、食事の持ち込みはできません。
- ② 面会時に飲食物の持込は、感染症及び食中毒の原因にもなります。又、利用者おひとりでのご飲食は、窒息・誤嚥などの事故につながる可能性があります。施設よりお願いしました飲食物以外はお預りすることができません。(面会に来所されるご親族、友人方々にもお伝え下さい)
- ③ 他の利用者へのお裾分け等も上記の事由によりご遠慮いただいています。

(7) 面会

- ① 午前9時から午後7時30分までです(日曜日は午後6時まで)
- ② インフルエンザやノロウイルスなどの感染症の流行期等、施設内で感染症の疑いが生じた場合は、マスク着用や手指消毒、面会制限等を行う場合があります。発生時期、病状等により対応は異なりますが、対応策に従っていただけますようお願い致します。
- ③ 体調不良の方の面会をご遠慮ください。(発熱、吐気、嘔吐、下痢、水様便、関節痛、咳、鼻水、のどの痛み等) 又、感染性の疾患と診断を受けられた方の面会はできません。
- ④ 多人数での面会やお子様連れの面会は状況により制限させていただくことがあります。

(8) 外出・外泊

- ① 外出(施設敷地内の散歩時も含む)・外泊については所定用紙にご記入の上、事務所受付窓口に出して下さい。
- ② 外出、外泊時の前日の午後3時までにお申し出頂いた分に関し欠食のお食事代は頂きません。
- ③ 利用者の状態や、感染症の流行時期、施設内で感染症の疑い状況によっては制限させていただくこともあります。

(9) 送迎について

- ① 入退所時や外泊・外出時の送迎は行っておりませんのでご家族様及び身元引受人でお願い致します。介護タクシーの手配が必要な場合はご案内をさせていただきます。
- ② 入所中の心身状態の急変等の緊急時やレクリエーション等で施設車両を使用する事があります。その際、乗車中は全座席シートベルトを着用していただきます。

(10) 携帯電話の使用につて

ご利用可能時間 午前8:00 ~ 午後8:00
ご利用場所 個室 : 個室内
多床室 : 各階談話室(お部屋での会話はご遠慮下さい。)
※他の入所者様の迷惑にならないようご注意願います。

(11) 理美容のご利用について

月に1度程、訪問理美容業者によって実施しております、毎月の予定は1F事務所に貼り出していますので、ご希望がございましたら1F事務所で申込書にご記入の上ご提出下さい。

(12) 禁止事項

- ① 飲酒・喫煙。
- ② 騒音等、他の利用者の迷惑になる行為。また、むやみに他の利用者への居室への立ち入り。
- ③ ペットの持込。
- ④ 営業行為、宗教の勧誘、特定の政治活動等。

5. 防災設備

当施設は防災設備として、スプリンクラー、消火栓、消火器、自動火災報知器、非常通報装置、防火扉、非常用電源、非常階段、滑り台、誘導灯等を設置しています。

6. 損害賠償保険への加入

当施設は、下記の損害賠償保険に加入しています。
保険会社：三井住友海上火災保険株式会社
保険種別：介護老人保健施設総合補償制度

7. 各種検査、診断手数料について

(1) 他施設へのご転居等に伴い、必要とされる検査等を行った場合は下記費用を申し受けます。

血液検査（一般）	：	5,000円
B型・C型肝炎等の感染症検査	：	2,000円
培養検査（MRSA等）	：	3,000円
胸部レントゲン	：	2,100円
心電図	：	1,000円

(2) 各種証明書発行手数料

情報提供書	簡易のもの	：	2,200円
〃	複雑なもの	：	5,500円
その他各種証明書		：	実 費

8. 要望・苦情相談窓口

【施設の窓口】 介護老人保健施設 ウェルケア悠	所在地 電話番号 ファックス番号 受付時間 受付担当	奈良県大和郡山市田中町 728 番地 0743-55-0210 0743-55-0209 9:00～17:00 中村 貴信
【大和郡山市の窓口】 大和郡山市介護福祉課	所在地 電話番号 ファックス番号 受付時間	奈良県大和郡山市北郡山 248 番 4 号 0743-53-1151（代） 0743-53-1049 9:00～17:00
【奈良市の窓口】 奈良市介護福祉課	所在地 電話番号 ファックス番号 受付時間	奈良県奈良市二条大路 1 丁目 1 番 1 号 0742-34-5422 0742-34-2621 9:00～17:00
【天理市の窓口】 天理市介護福祉課	所在地 電話番号 受付時間	奈良県天理市川原城町 605 番地 0743-63-1001 9:00～17:00
【斑鳩町の窓口】 斑鳩町長寿福祉課	所在地 電話番号 ファックス番号 受付時間	奈良県生駒郡斑鳩町法隆寺西 3 丁目 7 番 12 号 0745-74-1001 0745-74-1011 9:00～17:00
【安堵町の窓口】 安堵町健康福祉課	所在地 電話番号 ファックス番号 受付時間	奈良県生駒郡安堵町大字安堵 958 番地 0743-57-1590 0743-57-1592 9:00～17:00
【奈良県の窓口】 奈良県介護保険課	所在地 電話番号 受付時間	奈良県奈良市登大路町 30 番地 0742-27-8532 9:00～17:00
【公的団体の窓口】 奈良県国民健康保険 団体連合会	所在地 電話番号（相談用） ファックス番号 受付時間	奈良県橿原市大久保町 302 番 1 号 奈良県市町村会館内 0120-21-6899 0744-21-6822 9:00～17:00

介護老人保健施設ウェルケア悠の利用料金について

I. 介護保健施設サービス費

※1単位×地域単位10.27円が金額となります。

計算方法：単位数×日数×10.27×利用者負担率（1割、2割または3割で、利用者に交付された「介護保険負担割合証」に記載されています。）

（円未満端数処理ルールにより実請求金額とわずかに差の生じることがあります。）

（1）利用者の介護度に応じて必要となる基本サービス費

1日あたり		[在宅強化型]従来型個室	[在宅強化型]多床室	[基本型]従来型個室	[基本型]多床室
要介護度1	単位数	742 /日	822 /日	701 /日	775 /日
要介護度2	単位数	814 /日	896 /日	746 /日	823 /日
要介護度3	単位数	876 /日	959 /日	808 /日	884 /日
要介護度4	単位数	932 /日	1015 /日	860 /日	935 /日
要介護度5	単位数	988 /日	1070 /日	911 /日	989 /日

（2）サービスの提供体制や利用者の状況等に応じて加算されるサービス費

※必須加算

- ・夜勤職員配置加算〔24単位/日〕
- ・サービス提供体制加算Ⅱ〔6単位/日〕
- ・口腔衛生管理体制加算〔30単位/月〕
- ・栄養マネジメント加算〔14単位/日〕

※該当する場合の加算

- ・初期加算〔30単位/日〕（入所後30日以内）
- ・療養食加算〔6単位/回〕
- ・在宅復帰、在宅療養支援機能加算Ⅰ〔34単位/日〕
- ・在宅復帰、在宅療養支援機能加算Ⅱ46単位/日
- ・外泊時費用〔362単位/日〕（月6日まで、初日、最終日を除く）
- ・外泊時在宅サービス利用費用〔800単位/日〕
- ・短期集中リハビリ加算〔240単位/日〕（入所後3ヶ月）
- ・認知症短期集中リハビリ加算〔240単位/日〕
- ・再入所時栄養連携加算〔400単位/日〕
- ・低栄養リスク改善加算〔300単位/日〕
- ・緊急時施設療養費〔518単位/日〕（1月に1回、月3日限度）
- ・所定疾患施設療養費Ⅰ〔239単位/日〕（7日を限度）
- ・所定疾患施設療養費Ⅱ〔480単位/日〕（7日を限度）
- ・入所前後訪問指導加算Ⅰ〔450単位/回〕（入所中1回）
- ・入所前後訪問指導加算Ⅱ〔480単位/回〕（入所中1回）
- ・試行的退所時指導加算〔400単位/回〕
- ・退所時情報提供加算〔500単位/回〕
- ・退所前連携加算〔500単位/回〕
- ・褥瘡マネジメント加算〔10単位/月〕
- ・排せつ支援加算〔100単位/月〕
- ・訪問看護指示加算〔300単位/回〕
- ・かかりつけ医連携薬剤調剤加算〔125単位/回〕
- ・地域連携診療計画情報提供加算〔300単位/回〕
- ・経口移行加算Ⅰ〔28単位/日〕
- ・経口維持加算Ⅰ〔400単位/月〕
- ・経口維持加算Ⅱ〔100単位/月〕
- ・口腔衛生管理加算〔90単位/月〕
- ・認知症情報提供加算〔350単位/回〕
- ・退所前訪問指導加算（入所中2回まで）〔460単位/回〕
- ・退所後訪問指導加算（退所後1回まで）〔460単位/回〕
- ・認知症行動・心理症状緊急対応加算〔200単位/日〕

- ・若年性認知症入所者受入加算〔120単位／日〕
- ・認知症専門ケア専門加算Ⅰ〔3単位／日〕
- ・認知症専門ケア専門加算Ⅱ〔4単位／日〕
- ・ターミナルケア加算〔160単位／日〕（死亡日以前4日以上30日以下）
- ・ターミナルケア加算〔820単位／日〕（死亡日の前日及び前々日）
- ・ターミナルケア加算〔1650単位／日〕（死亡日）
- ・介護職員処遇改善加算Ⅰ
ご利用単位数に、3.9％を掛けた数字に地域加算率及び施設適応の加算率（0.8～1.0）を乗じた金額の1割～3割の額がご利用者負担になります。
- ・介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ
ご利用単位数に、1.7％を掛けた数字に地域加算率及び施設適応の加算率（0.8～1.0）を乗じた金額の1割～3割の額がご利用者負担になります。

Ⅱ.（1）介護保健施設サービスの対象とならない料金（毎日必ず必要なもの）

食費		1,850円／日
居住費	多床室（2人部屋、4人部屋）	600円／日
	従来型個室	1,970円／日
おやつ代		155円／日
日用品費（シャンプー、石鹸等）		214円／日
教養娯楽費（折り紙、クレヨン、画用紙等）		306円／日

※介護保険負担限度額認定証をお持ちの方のご利用者負担金は以下のように減免されます。

◆第1段階

食費		300円／日
居住費	多床室（2人部屋、4人部屋）	0円／日
	従来型個室	490円／日

◆第2段階

食費		390円／日
居住費	多床室（2人部屋、4人部屋）	370円／日
	従来型個室	490円／日

◆第3段階

食費		650円／日
居住費	多床室（2人部屋、4人部屋）	370円／日
	従来型個室	1,310円／日

（2）介護保健施設サービスの対象とならない料金（利用者の選択によるもの）

特別室室料	（個室）トイレ有り	2,050円／日
	（個室）トイレなし	1,500円／日
	（二人部屋）	1,000円／日
電源使用料（テレビ・電気毛布等1品につき）その他電源を使用する物		70円／日
電気使用料（充電器等一品につき）		700円／月
理美容代等		2,200円～／回
顔剃り		600円／回
業者洗濯代（1ネット）		770円／回
施設洗濯代（1枚につき）		70円／枚

- ② その他、上記以外に行事等や個人的に購入されたものにつきましては実費にて請求いたします。
- ③ 料金の変更、加算項目の追加・変更が生じた場合は新たな料金表でご説明いたします。
- ③ 入退所日の食費は1食単位となります。
- ④ 外出・外泊時は前日の午後3時までにお申し出頂いた分に関しての食費はいただきません。
- ⑤ 施設での洗濯は、汚物が付着した洗濯物について必要な場合に限り、職員が洗濯対応いたします。
- ⑥ 電化製品の使用・停止届の提出がなされていない場合は1ヶ月分の使用請求となります。

重要事項説明書（3）

個人情報の利用目的

介護老人保健施設ウェルケア悠では、利用者の尊厳を守り安全に配慮する施設理念の下、お預かりしている個人情報について、利用目的を以下のとおり定めます。

1. 利用者への介護サービスの提供に必要な利用目的

（1）介護老人保健施設内部での利用目的

- ①当施設が利用者等に提供する介護サービス
- ②介護保険事務
- ③介護サービスの利用者に係る当施設の管理運営業務のうち
 - ・入退所等の管理
 - ・会計・経理
 - ・事故等の報告
 - ・当該利用者の介護・医療サービスの向上

（2）他の事業者等への情報提供を伴う利用目的

- ①当施設が利用者等に提供する介護サービスのうち
 - ・退所後に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所等との連携（サービス担当者会議等）、照会及び回答
 - ・利用の終了にあたり、他施設への入所等の相談をしている場合に必要とする情報の提供を求められた場合
 - ・利用者が療養上必要と認められる場合に関係する医療関係者に情報提供を行う場合
 - ・検体検査業務の委託その他の業務委託
- ②介護保険事務のうち
 - ・審査支払機関へのレセプトの提出
 - ・審査支払機関又は保険者からの照会への回答
 - ・損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

2. 上記以外の利用目的

（1）当施設の内部での利用に係る利用目的

- ①当施設の管理運営業務のうち
 - ・医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
 - ・当施設において行われる学生の実習への協力
 - ・当法人及び当施設において行われる事例研究
 - ・当施設において受け入れるボランティア活動への協力

（2）他の事業者等への情報提供に係る利用目的

- ①当施設の管理運営業務のうち
 - ・外部監査機関への情報提供

（3）広報活動に係る利用目的

- ①当法人の施設内での掲示やホームページ・広報誌等への写真（画像）や動画の掲載

3. 個人情報の提供は必要最小限とし、提供にあたっては関係者以外の者に漏れることがないよう、細心の注意を払うものとします。

介護老人保健施設 ウェルケア悠 入所時説明書（1）

利用者及び身元引受人は、介護老人保健施設ウェルケア悠を利用するにあたり、次に記載する内容について同意します。

- 1 当施設では、身体拘束のないケアを行うにあたり、人員配置上常時1対1で付き添うことは出来ない為、転倒等避けられない事故があることをご理解いただき、万一の転倒事故等が起った場合に当法人、当施設及び所属する職員の責任等は問わないことにご同意願います。
- 2 当施設では、バイタルチェック、夜間の巡回見回り及び施設サービス計画に基づき可能な限りのサービスを提供させていただいておりますが、ご高齢のご利用者様、及び持病等により容態の急変や万一の事が起こり得る危険性は常にあり、施設におけるサービス提供に限界があることのご理解と、上記同様の責任等を問わないことにご同意願います。
- 3 感染症予防及び感染症発症時においては、ご利用者様の安全のためその種類、時期等により必要な対応処置を講じます。その対応処置のため、ご利用者様に生じた損害については、当施設及び所属する職員は補償の責を負いません。
- 4 ご利用者様の心身の状態が急変し緊急を要すると判断した場合は、利用者及び身元引受人の指定する者に連絡の上救急車による救急搬送をさせていただきます。搬送病院等のご希望には可能な限りの対応は致しますが、病院の受入が許可されない場合、及び指定する者に連絡が取れない場合は当施設の判断により対応させていただきます。

介護老人保健施設 ウェルケア悠 入所時説明書（2）

当施設では利用者が快適な入所生活を送られますように安全な環境作りに努めておりますが、利用者の身体状況や疾患により様々な症状が原因となり、下記の危険性が伴うことを十分にご理解下さい。

ご確認いただきましたら□にチェックをお願いします。

《利用者の状態に関して》

- ☐ 老人保健施設はリハビリ施設であり原則的に拘束を行わないことから、転倒・転落による事故の可能性あります。
- ☐ 歩行時の転倒やベッドや車椅子からの転落時等に骨折・外傷・頭蓋内損傷の可能性があります。
- ☐ 高齢者の骨はもろく通常の対応でも容易に骨折する可能性があります。
- ☐ 高齢者の皮膚は薄く少しの摩擦で表皮剥離がしやすい状態にあります。
- ☐ 高齢者の血管はもろく軽度の打撲や少しの圧迫であっても皮下出血が出来やすい状態にあります。
- ☐ 健常者では通常感染しない状態であっても、高齢者は免疫力の低下により疥癬等の感染性皮膚疾患にかかりやすく、悪化しやすい可能性があります。
- ☐ 加齢や認知症の症状により水分や食物を飲み込む力が低下し、誤嚥・誤飲・窒息の危険性が高い状態にあります。
- ☐ 高齢者は、加齢に伴い肺や気管支等の呼吸器官の機能が低下するため、風邪症状から肺炎等に状態が重症化する可能性があります。
- ☐ 高齢者であることにより、脳や心臓の疾患により、急変・急死に至る場合もあります。
- ☐ 認知症は記憶障害や知的機能の低下といった基本症状の他に、心理・行動障害（周辺症状）が出現する場合があります、徘徊や昼夜逆転、攻撃的行為、せん妄等の行動障害を起こす可能性があります。
- ☐ 本人の全身状態が急に悪化した場合、当施設医師の判断で緊急に病院へ搬送を行うことがあります。

《医学的管理・服薬管理に関して》

- ☐ 当施設ご利用（入所）中は、必要に応じて当施設の医師が検査・投薬・処置等を行います。
入所時に薬を持参された場合、本人の状態に応じて処方内容を調整することがありますのでご了承下さい。
- ☐ 健康補助食品や市販薬を併用している方の場合、薬の効果が変化する事や副作用の恐れがあるため、用法・用量の調整や服用の制限をさせて頂くことがありますのでご了承下さい。
- ☐ 身元引受人は、上記項目について、入所者のリスクについて説明を受け、十分に理解しました。

介護老人保健施設 ウェルケア悠 入所利用同意書

当事業所は、「介護老人保健施設の事業の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 40 号及び平成 28 年 2 月の一部改正）」並びに「奈良県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例（平成 24 年 10 月 22 日奈良県条例第 15 号）」に基づき、介護老人保健施設ウェルケア悠のサービス内容及び重要事項を説明致しました。

令和 年 月 日

事業者名 医療法人悠明会

事業所名 介護老人保健施設ウェルケア悠

(事業者番号) 2950380010

理事長 井村 龍磨 ⑩

説明者 職 名

氏 名 ⑩

介護老人保健施設ウェルケア悠を入所利用するにあたり、介護老人保健施設ウェルケア悠入所利用約款、別紙 1、別紙 2、別紙 3、別紙 4 及び別紙 5 を受領し、説明者よりサービス内容及び重要事項の説明を受け、これらを十分に理解した上で同意します。

令和 年 月 日

<利用者>

住 所

氏 名

⑩

代筆者氏名

⑩

(続柄:)

<身元引受人（連帯保証人）>

住 所

氏 名

⑩

(続柄:)

電話番号

【本約款第 7 条の請求書・明細書及び領収書の送付先】

☐身元引受人に同じ

☐左記以外

住 所

氏 名

(印)

(続柄: _____)

電話番号

【本約款第 15 条緊急時及び第 16 条事故発生時の連絡先】

☐身元引受人に同じ

☐左記以外

住 所

氏 名

(印)

(続柄: _____)

電話番号

以上のとおり、入所利用約款への同意を証明するために、本約款を 2 通作成し、当施設、利用者、身元引受人は記名押印の上、当施設、利用者(身元引受人)双方各自 1 通ずつ保有することとします。

付則

平成 2 4 年	4 月	1 日	初版作成
平成 2 5 年	4 月	1 日	一部改正
平成 2 5 年	7 月	1 日	一部改正
平成 2 6 年	4 月	1 日	一部改正
平成 2 7 年	4 月	1 日	一部改正
平成 2 8 年	7 月	1 日	一部改正
平成 2 8 年 1 0 月	1 日		一部改正 (損害賠償保険への加入項目一部変更)
平成 2 9 年	4 月	1 日	一部改正 ((2) 施設の利用料・その他の費用について一部変更)
平成 2 9 年	9 月	1 日	一部改正 (施設増床に伴う一部変更)
平成 2 9 年 1 2 月 2 1 日			一部改正 (相談・苦情受付責任者変更)
平成 3 0 年	4 月	1 日	一部改正 (重要事項説明書と入所利用契約書を合体)
令和 元 年 1 0 月	1 日		一部改正